

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 738

平成25年11月11日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

途上国支援など社会貢献債が認知 個人向け販売額が累計で5000億円

発展途上国支援や地球温暖化対策などを目的に投資家から資金を集めるなどを目的とする「社会貢献型」の債券の国内販売が伸びている。

主に国際機関や海外の政府機関が発行し、調達資金を途上国支援や環境対策に充てる仕組みで社会貢献型債券とも呼ばれている。

今年の発行額は既に1000億円を突破し、個人向け販売額が累計で5000億円を突破する見通しという。利回りが比較的高い上「投資を通じて社会貢献できる」という商品特性が魅力で、個人投資家に受け入れられているとみられる。新型債券が国内で着実に認知されつつある。

社会貢献債は、世界銀行やアジア開発銀行などの政府系金融機関(発行者)が、貧困対策や環境保護などの目的で資金を集めるために新興国の通貨建てで発行する。これらの金融機関は、集めた資金を企業や途上国の政府、金融機関などに融資し、債券を買った投資家には年2回利息を支払い、満期時には元本を払い戻す。利回りが年8%を超える比較的高い教育支援債(発行者—アフリカ開発銀行)のような商品もあるが、これは集めた資金を利回りの高い新興国の債券で運用することによる。

一方で心配なのは融資先企業などが債務不履行(デフォルト)になる可能性もある。しかし信用力が高い政府系発行機関が責任を持って投資家に返済する仕組みで、これまでにデフォルトとなったケースはないという。

拡充される所得拡大促進税制に注目 2013年度にさかのぼって適用可能

10月1日に公表された民間投資活性化等のための税制改正大綱には、雇用と賃上げの後押しのため、2013年度税制改正で創設されたばかりの所得拡大促進税制が、適用期限が2018年3月末まで2年間延長された上、早くも拡充されることになり、企業の注目を集めている。

現行の同税制は、一定の要件を満たし給与等支給総額を増加させた場合、支給増加額の10%の税額控除(法人税額の10%、中小企業者等は20%が限度)ができる制度だ。要件は、(1)基準年度と比較して国内雇用者の給与等総支給額が5%以上増加、(2)給与等総支給額が前事業年度以上であること、(3)平均給与等総支給額が前事業年度以上であること、の3つ。

今回の見直しでは、まず(1)の給与等支給増加率が、現行の「5%以上」から「2013~2014年度は2%以上、2015年度は3%以上、2016~2017年度は5%以上」に緩和される。また、すでに2013年度決算を終了しており、給与等支給増加率の要件が現行の5%に満たなかった企業についても、2%を満たしていれば、2013年度当初にさかのぼって適用し、2014年度の税額控除に上乗せできることになる。

さらに、(3)に関しては、現在は相対的に高賃金の団塊世代の高齢者の退職と低賃金の若年層の採用が平均給与を減少させるため、比較対象を「国内雇用者に対する給与」から「継続雇用者に対する給与」に見直される。つまり、新制度では、退職者や再雇用者、新卒採用者を除いた継続雇用者だけで比較できることになる。

今週のキーワード

社会貢献型債券

国内の社会貢献債の発行額は今年9月末現在で約1313億円。東日本大震災のあった11年は落ち込んだが12年に上向いた。債券は政府系だけでなく民間金融機関、証券会社で100万円前後から買える。新しいところでは、オランダの農業金融機関、ラボバンクが、途上国での農業事業の支援に資金を充てる債券「アグリ・ボンド」を、計2回396億円分を日本で個人向けに発行した。国内初の個人向け社会貢献債は「ワクチン債」(途上国の子供たちに予防接種を提供)で08年に大和証券グループが発売した。